

〈論文〉

学校における子どもの参画 特別活動、総合的な学習（探究）の時間を中心に

田中 佑弥

【要旨】

政府の教育政策決定に高校生が参画しているフランスのように、子どもの参画が制度化されている国があり、また日本においても民主ラティック・スクールのよう、高次の子どもの参画に取り組んでいる先進事例もあるが、一足飛びに日本的一条校で同様の実践に取り組むことは困難である。そのため、本稿では比較的、取り組み易い領域として特別活動、総合的な学習（探究）の時間に着目し、子どもの参画を推進する具体例を検討した。子どもの参画を学校内において漸進させることが、主権者教育の観点からも重要である。

【キーワード】

主権者教育、子どもの参画、特別活動、総合的な学習（探究）の時間

はじめに

本稿では、主権者教育を推進する観点から、学校における子どもの参画を考察する。2015年に公職選挙法が改正され、2016年6月19日から選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられた。総務省によれば、2016年7月10日に実施された第24回参議院議員通常選挙、2017年10月22日に実施された第48回衆議院議員総選挙における投票率は表1の通りである。

【表1】国政選挙の投票率（全数調査、筆者作成）¹

	18歳	19歳	18歳+19歳	全有権者
参議院選挙 (2016年)	51.28%	42.30%	46.78%	54.70%
衆議院選挙 (2017年)	47.87%	33.25%	40.49%	53.68%

18歳、19歳それぞれの投票率および両者合計の投票率は、いずれも有権者全体の投票率を下回っている。さらに注目されるのは、参議院選挙（2016年）における18歳の投票率が51%であったのに対し、約1年後の衆議院選挙（2017年）では19歳の投票率が33%になっていることである。参議院選挙が2016年7月10日、衆議院選挙が2017年10月22日であるため、前者の18歳と後者の19歳は同一ではないが、約3箇月の違いであるため大半は重なっている。51%から33%へという18%の下落は、大きな課題を残す結果となった。さらなる主権者教育の推進が期待されるが、それは単に投票の重要性を強調するだけでは不十分であるだろう²。

内閣府が2018年に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によれば、「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」という設問に「そう思う」と回答した割合は、日本は33.2%であり、最も低くなっている³。

一方で、同調査は日本の若者の異なる側面も示している。「政策や制度については専門家の間で議論して決定するのが良い」に「そう思わない」と回答した割合は、日本は最多の45.5%となっており、突出して諸外国よりも多い⁴。また、「子供や若者が対象となる政策や制度については子供や若者の意見を聴くようにすべき」に「そう思

1 各選挙の投票率は、総務省の下記サイトを参照した（2021年12月11日閲覧）。

「平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙 発表資料」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/24sansokuhou/>

「平成29年10月22日執行 第48回衆議院議員総選挙年齢別投票者数」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei15_04000073.html

2 2019年7月21日に実施された第25回参議院議員通常選挙における10代の投票率は32.28%（抽出調査、確定値）、2021年10月31日に実施された第49回衆議院議員総選挙は43.01%（抽出調査、速報値）であり、依然として50%以下となっている。

3 諸外国の数値は以下の通りである（降順）。アメリカ69.6%、イギリス61.6%、韓国60.0%、フランス56.4%、ドイツ54.5%、スウェーデン47.0%。なお本調査における「若者」とは13～29歳である。

4 諸外国の数値は以下の通りである（降順）。スウェーデン30.1%、ドイツ29.3%、フランス26.3%、イギリス24.2%、韓国22.6%、アメリカ18.3%。

う」と回答した割合は、日本が最も低い数値ではあるが、69.5%となっている⁵。

専門家だけで決めるのではなく、自分たちの意見も聴くべきだと思いつつも、政策決定に参加する意欲は低いという日本の若者の回答結果にはさまざまな要因があるだろうが、その一因として自分たちの参画が共同体の意思決定に影響を与え得るという認識の乏しさがあると考えられる。内閣府の同調査によれば、諸外国では「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という設問に対して「そう思う」と回答した割合が「そう思わない」を上回っているが、日本だけが下回っている。日本では「そう思う」が32.5%であるのに対して、「そう思わない」は51.0%となっている。

「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」と考える若者が3割程度であれば、投票を呼びかけたとしても投票率は上がらない可能性が高い。また、形式的に投票率が上昇したとしても、共同体の意思決定に参画しているという認識が乏しければ実質的な意義を欠くとも言える。自身の参画によって共同体の意思決定がなされる経験を持つことが、主権者教育において重要なのではないだろうか。

昨今の主権者教育においては模擬投票が注目されている。しかし、模擬投票は、選挙について学ぶ有意義な機会となり得るが、あくまでも「模擬」の投票であり、自身の参画によって共同体の意思決定がなされる経験とはならない。自身の参画によって共同体の意思決定がなされる経験を蓄積するためには、最も身近な共同体である学校における意思決定への子どもの参画が重要である。

ドイツにおける教育との比較から日本の主権者教育の課題を検討した柳澤も、「学校生活全体を学習対象とすることにより、民主主義的な人間関係や集団生活を身近な形で経験することで、公共的な事柄について考える確固たる基盤を築くことが可能である」（柳澤 2018, p.149）と指摘している。しかし、柳澤も言うように「具体的な取り組みに関してはまだ示されておらず、理念の具体化という点で課題が残されている」（柳澤 2018, p.149）。そのため本稿では、子どもの参画に関する先行研究の知見を踏まえて、学校における子どもの参画について考察する。第1節では、子どもの参画に関する先行研究において重視されているロジャー・ハートが提示した「参画の梯子」という概念について確認する。第2節では先進事例としてフランスにおける子どもの参画について検討し、第3節では日本において学校における子どもの参画を推進する

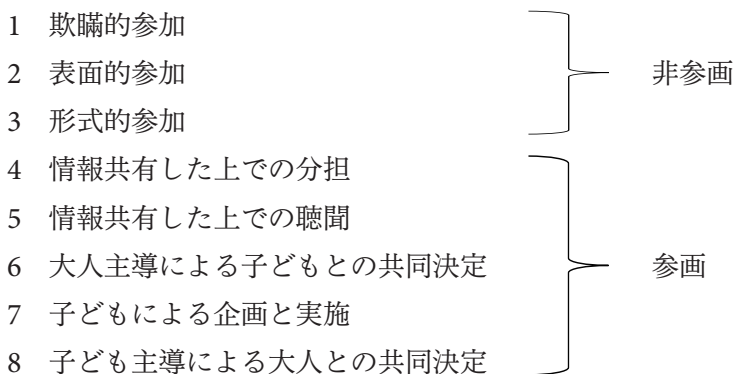
5 諸外国の数値は以下の通りである（降順）。韓国 80.6%、アメリカ 79.0%、ドイツ 78.4%、スウェーデン 75.2%、フランス 73.7%。

具体的方法を特別活動、総合的な学習（探究）の時間を中心に検討する⁶。

1 ロジャー・ハートの「参画の梯子」

ニューヨーク市立大学教授であるロジャー・ハートは、発達心理学と環境教育学の専門家である。ユニセフの依頼により執筆した *Children's Participation* (Hart 1997 = 2000) で知られている。なお *Children's Participation* は日本では『子どもの参画』として刊行されているが、この翻訳について訳者の奥田陸子は「普通に訳せば「参加」となりますが、いままでは対等に扱われていなかった立場から積極的、自発的に参加しようという場合には、……「参画」の方がその意味はよく理解できよく伝わるように思います」(奥田 2000, p.214) と説明している。形式的な参加ではなく実質的な「参画」を重視するという観点から、本稿においても「参画」という用語を採用することにする。

『子どもの参画』の邦訳書が 2000 年に刊行されると、「子どもの参画情報センター」が 2001 年に発足し、『子ども・若者の参画——R. ハートの問題提起に答えて』（子どもの参画情報センター編 2002）が刊行されるなど、『子どもの参画』は大きな影響を与えてきた。とりわけ注目されたのは「参画の梯子 (The Ladder of Participation)」という捉え方である。子どもの参画を、その性質によって以下のように 8 段階に分類している⁷。



6 「総合的な学習の時間」は、高校では「総合的な探究の時間」という名称である。以下では「総合的な学習の時間」の名称のみ記載するが、高校の文脈では「総合的な探究の時間」に読み替えて理解されたい。

7 各段階の説明を『子どもの参画』(Hart 1997 = 2000, p.42) は、原語に忠実に翻訳しているが、やや分かりにくい箇所もあるため、本稿では原著の意図を損なわない範囲内で、日本の学

第1～3段階は子どもが参加しているが実質的な参画ではないとされ、第4段階以降が参画であるとされている。以下、Hart(1997 = 2000, pp.41-46)を参照しながら、各段階を説明する。

第1段階である「欺瞞的参加」では、実際には子どもは主体的に参画していないにもかかわらず、あたかも主体的に参画しているかのように偽装される。

第2段階である「表面的参加」では、大人が管理する企画に子どもが「お飾り(decoration)」として参加させられる。

第3段階である「形式的参加」では、子どもの代表者が参加してはいるが、子どもの代表者が誰を代表しているかは不明確で、その代表者の意見も十分に反映されない。

第4段階である「情報共有した上での分担」では、大人が設定した役割を、子どもがその意義を理解した上で担当する。

第5段階である「情報共有した上での聴聞」では、子どもに情報を開示した上で、大人が子どもの意見を聴く。

第6段階である「大人主導による子どもとの共同決定」では、大人主導ではあるが、子どもは大人とともに意思決定に参画する。

第7段階である「子どもによる企画と実施」では、子どもによって企画され、実施される。

第8段階である「子ども主導による大人との共同決定」では、子どもの主導によって、子どもと大人がともに意思決定に参画する。

このように参画の度合いに応じて細分化することは、実質的な参画となっているかどうかを考察するために有意義である。

「参画の梯子」の観点から今日の日本における実践を検討すると、その多くは第1～3段階に該当するのではないと思われる。生徒会(児童会)活動が形骸化している場合は、第3段階に該当すると思われる。第4段階に相当する場合もあるだろうが、第5段階以降の実践は日本においては極めて少ないだろう⁸。

2 フランスの学校における子どもの参画

今日の日本において子どもの参画は進展していないが、フランスでは学校における子どもの参画が制度化されている。フランスでは1968年の若者の社会運動を契機に、

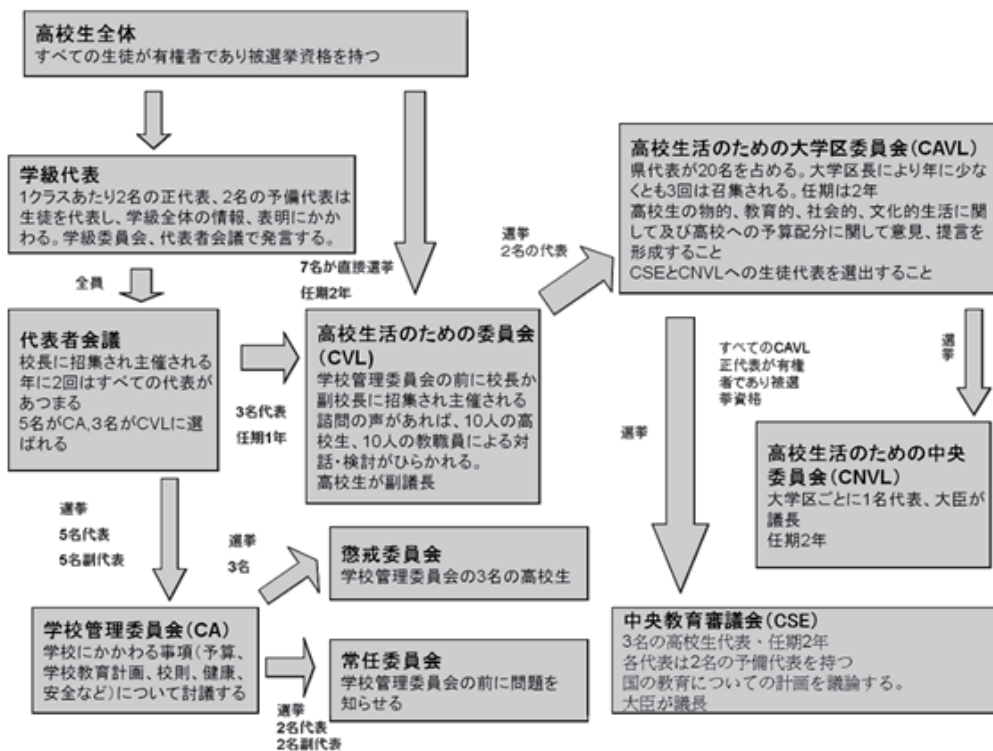
校関係者に親しみやすいように筆者が翻訳した。

8 ただし同様の問題は日本に限られるわけではなく Børhaug (2007) も指摘している。

中等学校における子どもの参画が推進された（小野田 1989）。以下では、フランスの学校における子どもの参画を調査した大津（2012）を参照しながら、その概要を確認したい⁹。

小学校では、児童代表の学校運営への参画は法令上義務化されていないが、任意で各学級代表と校長との話し合いの場が設けられることがある。

中学校および高校では、学級ごとに学級委員会が設置されている。学級委員会は、生徒代表、保護者代表、校長、担任、各教科担当教員、生徒指導専門員などによって構成されており、成績評価や進路決定に関する権限を持っている。成績評価や進路決定の場に生徒代表が参画しているのである。学校全体の管理運営に関する事項(予算、教育計画、校則、健康、安全など)について討議する学校管理委員会にも生徒代表が参画する。採決において生徒代表は大人と同等の投票権を有している。



【図1】フランスの高校生代表に関する制度（出典：大津 2012）

9 ドイツにおいても学校運営への生徒参加が制度化されているが、生徒参加制度の全国レベルでの仕組みを調査した文献が管見の限りでは見当たらないため、本稿ではフランスの事例を取り上げる。なお柳澤（2016）は、ドイツの学校における生徒参加の実践事例を検討している。

高校生は、このほかにも図1のように、大臣が議長を務める中央教育審議会などに参画し、教育計画について討議している。これらは「参画の梯子」の第6段階に相当すると考えられる。

また、フランス国内で高校生の全国組織が存在するほか、ヨーロッパにおいても高校生団体の連合組織が活動を展開している。このような子どもの参画は、学校だけでなく、余暇センター（放課後や休日に子どもが過ごす場）などの学校外の学びの場においても重視されている（大津ほか2012）。

3 日本の学校における子どもの参画

日本ではフランスのような子どもの参画は制度化されていない。日本においても戦後初期の生徒自治会活動をはじめ、いくつかの先駆的实践があるが¹⁰、今日の生徒会（児童会）活動は実質的な参画となっていないことが多いと思われる。

しかし、一条校ではないが、デモクラティック・スクールでは、参画の梯子の第8段階に相当する実践がなされている。デモクラティック・スクールとは、1968年にアメリカで設立されたサドベリーバレー・スクールをモデルとするもので、日本でも2000年頃から開設されるようになった。デモクラティック・スクールでは、子どもが主導するミーティングによって学校運営に関する事項を決定するとされており、その権限は運営方針、年間スケジュール、学費、予算、人事にまで及ぶ（デモクラティック・スクールを考える会編2008）。子どもの権限が予算や人事にまで及ぶ例は多くはないが、ミーティングによる子どもの参画を重視する姿勢は、非一条校に広く見られる傾向である（朝倉2002, 三好2016など）。

デモクラティック・スクールをはじめとする非一条校の先駆的な実践は注目されるべきものであるが、それらの実践を一条校に直ちに取り入れることは容易ではないため、段階的に子どもの参画を進めることが現実的だろう。検定教科書のある教科では子どもの意見によって学習内容を決定することは困難であるが、特別活動、総合的な学習の時間は比較的自由度が高いと考えられる。そのため、以下では特別活動、総合的な学習の時間における子どもの参画の推進について検討する。

10 戦後初期の生徒自治会については喜多(2015)、田久保(1995a)を参照。また、田久保(1995b)は「職員生徒連絡協議会」（千葉県立東葛飾高校）など、田代(2002)は生徒・保護者・地域住民・教職員による「四者会議」（長野県上田市立第六中学校）などの事例を検討している。

(1) 特別活動

特別活動における先駆的実践として、和田真也（北海道・公立中学校教員）の報告に着目したい。和田（2006）は、子どもの参画の一例として、入学式について報告している。下記の表2は、入学式の式次第である¹¹。

【表2】入学式の式次第

内容	担当
開式の言葉	司会（生徒）
校歌斉唱	全員
新入生紹介	学級担任
歓迎の言葉	校長
お祝いの言葉	PTA 会長
祝電披露	教頭
教職員紹介	校長
歓迎の言葉	生徒会長
新入生への花一輪プレゼント	花一輪委員会（生徒）
合唱	在校生
新入生の挨拶	新入生代表
くす玉割り	生徒会
閉式の言葉	司会（生徒）

以前の入学式では教員のみが発言していたが、子どもの参画を推進した結果、入学式で生徒も発言するようになった。教頭が担っていた司会は、生徒が担当することになった。歓迎の言葉は、校長からだけでなく、生徒会長からも新入生に伝えられるようになり、新入生代表の挨拶もなされるようになった。さらに在校生たちによって、新入生への花一輪プレゼント、合唱、くす玉割りが実施されるようになった。

11 和田（2006, p.92）が示した式次第（2002年度）を筆者が簡潔に整理した。以下の入学式に関する記述は和田（2006）を参照した。

特に注目されるのは、入学式の企画と運営が、教員ではなく、生徒によって主導されていることである。この実践は「参画の梯子」の第8段階に相当すると考えられる。入学式は、新入生およびその保護者を学校に迎える最初の行事であるから、その場において、子どもの参画を重視する学校の姿勢を具体的に示すことはきわめて有意義である。

入学式以外にも文化祭、体育祭、校外学習、修学旅行、卒業式など、学校行事の企画と運営に子どもが参画することが期待される。全校行事だけでなく、学級活動やクラブ活動においても子どもの参画は重要である。また、給食についても一例ではあるが、各学級代表の子どもと栄養教諭等によって給食委員会（仮称）を構成し、同委員会が給食メニューを決定するといった実践も考えられる。子どもの参画を学校生活のなかで具体的に確立していくことが重要である。

（2）総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、検定教科書がないこともあって比較的自由度が高く、子どもの参画を進めやすい。ただし、子どもに作業をさせれば「子ども参加型」であると安易に捉えず、「参画の梯子」の観点から、より高次の子どもの参画を目指すべきである。

子どもの参画を実現し得る総合的な学習の時間は大変重要であるが、十分に組み込まれていないことも多いように思われる。最も望ましくない例は、教科学習の時間への振替である。総合的な学習の時間として実施されている場合でも、学習内容を教員が決定している場合は、子どもの興味・関心は十分に生かされていない。講座制として、複数の講座のなかから一つの講座を選択する仕組みは、より望ましい形であろうが、各講座においても子どもの参画によって学習内容が決定されることが望ましい。

例えば、きのくに子どもの村学園では、「プロジェクト」が教育課程の中心に位置づけられている。プロジェクトは総合的な学習の時間に近いものであり、子どもたちはさまざまなプロジェクトのなかから一つを選び、プロジェクトに参加する子どもたちと担当教員によって年間活動計画が決定される（堀 2019）。

総合的な学習の時間において「子どもの興味・関心を生かす」ことは重視されているであろうが、教員が設定した学習内容を子どもの興味・関心を生かして理解させるという意味で捉えられていることも少なくないように思われる。学習内容の決定についても子どもが参画することで、より深い学習となることが期待される。

おわりに

本稿では、主権者教育を推進する観点から、学校における子どもの参画を考察した。10代の投票率は低迷しているが、その一因として、自身の参画によって共同体の意志決定がなされる経験が乏しいことが考えられる。そのため、子どもにとって最も身近な共同体である学校において、意志決定に参画することが重要である。しかし、ロジャー・ハートの「参画の梯子」の観点から、日本の学校における子どもの参画を検討するならば、現状は不十分に思われる。

政府の教育政策決定に高校生が参画しているフランスのように、子どもの参画が制度化されている国があり、また日本においてもデモクラティック・スクールのように、高次の子どもの参画に取り組んでいる先進事例もあるが、一足飛びに日本の一条校で同様の実践に取り組むことは困難である。そのため、本稿では比較的、取り組み易い領域として特別活動、総合的な学習の時間に着目し、子どもの参画を推進する具体例を検討した。子どもの参画を学校内において漸進させることが、主権者教育の観点からも重要である。

引用文献

- 朝倉景樹, 2002, 「フリースクールと子ども・若者の参画」子どもの参画情報センター編『子ども・若者の参画——R. ハートの問題提起に答えて』萌文社, pp.77-87.
- Børhaug, K., 2007, Mission Impossible? School Level Student Democracy, *Citizenship, Social and Economics Education*, 7(1), pp.26-41.
- デモクラティック・スクールを考える会編, 2008, 『自分を生きる学校——いま芽吹く日本のデモクラティック・スクール』せせらぎ出版.
- Hart, R., 1997, *Children's Participation: The Theory and Practice of Involving Young Citizens in Community Development and Environmental Care*, Earthscan., (= 2000, IPA 日本支部訳『子どもの参画——コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社).
- 堀真一郎, 2019, 『増補・自由学校の設計——きのくに子どもの村の生活と学習（新装版）』黎明書房.
- 喜多明人, 2015, 『子どもの権利——次世代につなぐ』エイデル研究所.
- 子どもの参画情報センター編, 2002, 『子ども・若者の参画——R. ハートの問題提起

に応じて』萌文社。

三好正彦, 2016, 「オルタナティブ・スクールにおける市民性教育——箕面こどもの森学園の実践を中心に」『関西教育学会研究紀要』16, pp.18-33.

奥田陸子, 2000, 「訳者あとがき」ロジャー・ハート『子どもの参画——コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社, pp.214-215.

小野田正利, 1989, 「フランスにおける学校運営への生徒参加に関する研究——公立中等学校の生徒代表参加」『長崎大学教育学部教育学科研究報告』36, pp.55-71.

大津尚志, 2012, 「フランスにおける生徒・父母参加の制度と実態——市民性教育にも焦点をあてて」『武庫川女子大学大学院教育学研究論集』7, pp.21-26.

大津尚志・橋本一雄・降旗直子, 2012, 「フランスの余暇センターにおける市民性教育」『武庫川女子大学大学院教育学研究論集』7, pp.139-143.

田久保清志, 1995a, 「戦後日本の高校生の教育行政参加——高校生生徒会連合の遺産」『季刊教育法』102, pp.97-102.

田久保清志, 1995b, 「戦後日本の高等学校における「生徒参加」」『教育科学研究』14, pp.29-41.

田代高章, 2002, 「子どもの参加の権利研究の到達点と課題」『子どもの権利研究』1, pp.11-17.

和田真也, 2006, 「権利としての子ども参加と教育実践」澤田治夫・和田真也・喜多明人・荒巻重人編『子どもとともに創る学校——子どもの権利条約の風を北海道・十勝から』日本評論社, pp.80-96.

柳澤良明, 2016, 「ドイツにおける民主主義教育と生徒参加——新たな生徒参加機能の解明」『香川大学教育学部研究報告第I部』146, pp.35-46.

柳澤良明, 2018, 「ドイツの民主主義教育から見た日本の主権者教育の課題」『香川大学教育学部研究報告第I部』149, pp.137-151.